



平成 19 年 10 月 17 日

各 位

会社名 藤 森 工 業 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 藤 森 明 彦  
(コード番号 7917 東証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役管理担当 飯 島 崇 夫  
(TEL 03-3661-4211)

### 有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第 77 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり、本日付で訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたことをお知らせいたします。

#### 記

#### 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 27 日付で提出いたしました第 77 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

#### 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

#### 3. 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_線を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

コーポレートガバナンスに関する施策の実施状況

<中略>

<取締役、取締役会、執行役員>

<中略>

(1) ~ (8) <省略>

<内部監査及び監査役会、会計監査の状況>

<中略>

[2] 役員報酬の内容

<省略>

[3] 監査報酬の内容

<後略>

(訂正後)

[1] コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

<中略>

<取締役、取締役会、執行役員>

<中略>

(1) ~ (8) <省略>

#### ・取締役の定数および取締役の選任決議の要件

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨定款に定めております。

#### ・自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

#### ・中間配当金

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(「中間配当金」という)をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### ・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

<内部監査及び監査役会、会計監査の状況>

<中略>

[2] 役員報酬の内容

<省略>

[3] 監査報酬の内容

<後略>